

令和 7 年度 芸西村の健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することとされました。

芸西村の令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

芸西村の健全化判断比率				
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.3%	—
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	—

※赤字額がないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は「—」と表示。

芸西村の公営企業会計別資金不足比率		
	簡易水道事業	下水道事業
資金不足比率	—	—
経営健全化基準	20.0%	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示。